

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の特例の読替表【信組特例告示】

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>【国内基準】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外 部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、為替換算調 整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子 法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲 げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げ る額を控除したものとす。</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外 部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価 証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規 定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他 有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価さ れているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損 益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ 。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評 価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損 益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とする ヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であ</p>

<p>2 一〇五 (略)</p>	<p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は組合員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>
<p>2 一〇五 (略)</p>	<p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は組合員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>